

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 226 号（諮問第 247 号）

件名：引き継ぎ文書の不開示（不存在）決定に関する件

### 1 開示請求

令和 5 年 2 月 24 日

### 2 原処分

令和 5 年 3 月 10 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示とした。

### 3 審査請求

令和 5 年 3 月 27 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 5 年 5 月 12 日

### 5 答申

令和 6 年 3 月 19 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明

書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報、審査請求人所有の敷地内に道路標識の上部が侵入していたことで、審査請求人から公安委員会宛て苦情がなされ、その結果、不適切とされた案件（以下「本件標識苦情案件」という。）に関して愛知県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）職員 A が作成した引継書であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、愛知県警察の職員は、配置換え等により、その職を離れるときは、書類等を整理して、文書により後任者に引き継がなければならないとされているが、職員 A は、特定年月日に審査請求人と面談した際、審査請求人に対して、仮に職員 A が配置換え等により、その職を離れるときは、本件標識苦情案件が過去にあったことを後任者に分かるように引き継いでいく旨説明したものの、引継書を作成しているとの説明はしておらず、当該面談以降、職員 A は配置換え等により、その職を離れることがなかったため、引継書は作成していないことから、本件請求対象保有個人情報は存在しないとのことである。

当審議会において交通規制課の配席図を確認したところ、審査請求人との面談日から開示請求日までの間、職員 A は交通規制課から異動しておらず、引き継ぎを行う必要はなく、本件請求対象保有個人情報が存在していることをうかがわせる事情は認められない。よって、本件請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象保有個人情報の存否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

## 別記

私は特定年月日交通規制課職員 A と面談した。

その時、「道路標識があなたの所有地に侵入していたので不適切であったので引き継ぎ文書を作成し、引き継いでいる。よってあなたに文書を交付しなくとも、引き継がれる」との説明があったので、その引き継ぎ文書